

交通事故をめぐる現状

1 道路交通

○事件数及び死傷者数とも、平成25年以降は減少傾向で、令和2年は平成15年の約5割

○死者数は、平成21年以降は1～4人台で推移し、令和2年は3人となった。

類型別では車両と自転車で3割を占める。

○死傷者数は、平成15年の971人から、令和2年は約5割（509人）に減少

○死者に占める高齢者の割合は年々増加し、令和2年は全て自転車乗用中の死亡事故であった。

（R2：自転車乗用中の死者3名のうち2名が高齢者）

○自転車関係事件数は、平成 25 年から200件以下で推移しており、令和2年には150件であったが、全事件数に占める割合は増加傾向（H25：31.3%→R2：34.8%）

○踏切事故は、令和2年は0件。（H30年に1件）

市内の人身事件数・死傷者数の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
傷者(人)	851	861	886	890	710	780	771	720	694	589	640	506
人身事件(件)	732	734	748	741	604	636	626	596	569	484	523	431
死者(人)	4	1	3	3	3	3	1	4	2	4	1	3

事故類型別件数

区分	車両対		小計	車両相互				車両単独	列車
	人	自転車		正面衝突	追突	出会い頭	その他		
R2年	40	138	233	3	104	68	58	20	0
R1年	52	165	287	2	113	90	82	19	0
前年対比	-12	-27	-54	1	-9	-22	-24	1	0

人身事件における事故類型別割合

	人	自転車	正面衝突	追突	出会い頭	その他	車両単独	列車
R2年	9%	32%	1%	24%	16%	13%	5%	0%
R1年	10%	31%	0%	22%	17%	16%	4%	0%

自転車の関係する事件

区分	関係事件			自転車の死傷者	
	件数	死者	傷者	死者	傷者
令和2年	150	3	148	3	142
構成率	34.8%	100%	29.2%	100%	28.1%
令和1年	176	0	180	0	175
構成率	33.7%	0%	28.1%	0%	27.3%
前年対比	-26	+3	-32	+3	-33

高砂市	令和2年	4,311	23	4,462	23	4,210
県下	令和2年	4,311	23	4,462	23	4,210

基本理念

○交通事故のない社会を目指す

安全で安心な高砂の実現に向けて、国、県、市、関係団体や市民一人一人が全力を挙げて、交通事故のない社会を目指して各般の取組を進める。

○「人優先」の交通安全思想

道路交通においては、自動車に対して弱い立場にある歩行者等の安全を、また、全ての交通において、高齢者、子供、障がい者等の交通弱者の安全を一層確保する。

○高齢化が進展しても誰もが安全に移動できる社会の構築

高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を構築することを目指す。

目標

1 道路交通

(1)交通事故死者数を0にする。

(2)交通事故死傷者数を400人以下にする。

(3)交通事故重傷者数を10人以下にする。

(4)自転車の関係する事件数を、前年比-10件を継続して、120件以下にする。

(5)踏切事件数を0にする。

【目標と実績】

指標	第9次計画(H23～H27)		第10次計画(H28～R2)		第11次計画
	目標	実績(H27)	目標	実績(R2)	目標(R7)
道路	死者数	0人	1人	0人	3人
	重傷者数	目標設定なし	48人	目標設定なし	27人
	死傷者数	800人以下	772人	700人以下	509人
	踏切事件数	0件	1件	0件	0件
	自転車事件数	目標設定なし	198件	目標設定なし	176件

自転車関係事件の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
自転車関係事件	189	193	198	186	178	128	176	150
人身事件数	604	636	626	596	569	484	523	431
割合	31.3%	30.3%	31.6%	31.2%	31.3%	26.4%	33.7%	34.8%

対策を考える視点

1 道路交通

(1) 高齢者、子供、障がい者等の交通弱者の安全確保

(2) 歩行者の安全確保

(3) 自転車の安全確保

(4) 生活道路における安全確保

(5) 踏切道における安全確保

(6) 先端技術の活用促進

(7) データ分析に基づくきめ細かな対策の推進

(8) 地域が一体となった交通安全対策の推進

講じようとする施策

1 道路交通

(1) 道路交通環境の整備

(2) 踏切道の交通環境の整備

(3) 交通安全思想の普及徹底

(4) 安全運転の確保

(5) 車両の安全性の確保

(6) 道路交通秩序の維持

(7) 救助・救急活動の充実

(8) 被害者支援の充実と推進

主な施策

道路交通

(1) 道路交通環境の整備

- 【生活道路】 ・速度規制、歩道整備、通過交通の抑制等（「ゾーン 30」の整備、可搬式速度違反自動取締装置の効果的な運用等）
- 【通学路】 ・道路管理者、教育委員会、警察等が連携した定期的な合同点検の実施
・危険箇所の改善（路肩のカラー舗装、防護柵の設置等）
- 【歩行空間】 ・歩道の段差、傾斜、勾配の解消 ・バリアフリー対応型信号機等の整備
・新高度化 PICS(スマートフォンで交差点名称や信号情報を受信、青信号の延長)の導入
- 【幹線道路】 ・ビッグデータを活用した事故危険箇所の指定→集中的な事故抑止対策
（歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化、交差点改良、中央帯の設置等）
- 【道路改築】 ・バイパスの整備 ・右折車線の設置 ・環状交差点の導入
- 【交通安全施設】 ・視認性向上のための信号機のLED化の促進等
・自動車の位置を容易に確認できるキロポスト（地点標）の整備
- 【新移動手段】 ・新新たな技術を活用した移動手段の確保（自動運転サービスの社会実装、公共交通による移動の利便性を向上させるMa a Sの推進）
- 【自転車】 ・自転車道、自転車専用通行帯（自転車レーン）、矢羽根型路面表示等
・駐輪対策 ・シェアサイクルの促進
- 【交通システム】 ・リアルタイムな道路交通情報通信システム（VICS）
・ETC2.0の展開
（路車協調システムによる渋滞回避等の運転支援）
- 【災害対策】 ・災害時における情報提供の充実
・停電時の信号機の電源確保 ・橋梁の耐震化



自転車活用推進計画
（矢羽根型路面表示）

(2) 踏切道の交通環境の整備

- 【抜本対策】 ・開かずの踏切や交通量の多い踏切の立体交差化等
- 【速効対策】 ・障害物検知装置等の保安設備の整備 ・カラー舗装 ・運転者や歩行者の意識啓発

(3) 交通安全思想の普及徹底

- 【安全教育】 ・幼児から高齢者まで段階的な交通安全教育の実施
・シミュレーターやVR機器の活用
・スケアード・ストレイト等体験・体感型教育の実施
- 【普及啓発】 ・「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進
（市民の参画と協働による取組）
・「明るい安全安心まちづくり市民大会」の開催
（交通安全ポスター表彰、関係団体の交通安全室）
- 【歩行者の安全】 ・新横断歩道おもいやりの日（毎月11日）の設定
・新横断歩道合図（アイズ66）運動
- 【自転車の安全】 ・自転車安全利用五則、損害賠償保険加入等の啓発
・自転車利用者へ安全利用の働き掛け、企業と協働した街頭啓発



スケアード・ストレイト
（体験・体感型教育の実施）

(4) 安全運転の確保

- 【運転者】 ・運転者教育等の充実
- 【高齢運転者】 ・認知機能検査の確実な実施 ・運転免許返納者への支援
・新高齢運転者の限定条件付免許制度の普及と活用促進（R4年6月までに施行）

(5) 車両の安全性の確保

- 【先進安全技術】 ・安全運転サポート車の普及・促進等
・新先進技術に対する過信・誤解の防止
- 【自転車対策】 ・ヘルメットや反射器材等の装着促進
・定期点検整備実施の気運醸成

(6) 道路交通秩序の維持

- 【指導取締り】 ・自転車や歩行者の信号無視等に対する積極的な指導警告
・妨害運転、飲酒運転など危険な運転に対する取締りの徹底
- 【暴走族等対策】 ・暴走族等をい集させない施設管理の推進
・「不正改造車を排除する運動」等の広報活動

(7) 救助・救急活動の充実

- 【体制の整備】 ・AEDを含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発
・消防機関と兵庫県災害派遣医療チーム(DMAT)の連携
・新通報者のスマートフォンで撮影した現場映像を受信するシステム(Live110)の活用

(8) 被害者支援の充実と推進

- 【相談活動】 ・交通事故相談所や弁護士等による事故相談の実施
- 【賠償補償】 ・自転車損害賠償責任保険等の加入徹底



毎月2日の自転車安全利用の街頭啓発
（企業、交通安全関係団体等と協働）

